

自動車環境総合改善対策費補助金（中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業（予約受付システム等））交付規程

（適用）

- 第1条 この交付規程は、国土交通大臣（以下「大臣」という。）が定める自動車環境総合改善対策費補助金（中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業）交付要綱（令和3年12月24日付け国自貨第87号。以下「要綱」という。）第18条に基づき、自動車環境総合改善対策費補助金（中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業）のうち、予約受付システム等導入事業に係る補助金に関する公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）の交付の手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図るものである。
- 2 全ト協が行う当該補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）並びに要綱に定めるところによるほか、この交付規程の定めるところによる。

（目的）

- 第2条 この補助金は、予約受付システム等の導入事業に対して必要な経費の一部を補助する事業（以下「補助事業」という。）を行うことにより、中小貨物自動車運送事業の経営の構造的な改善を図ることを目的とする。

（用語の定義）

- 第3条 この交付規程において使用する用語は、特に定めのない限り要綱において使用する用語によるものとする。
- 2 「予約受付システム等」とは、貨物自動車運送事業の輸送の効率化及び労働時間短縮が図られるシステムであって、予約受付システム、ASNシステム、受注情報事前確認システム、パレット等管理システム、配車計画システムをいう。
- 3 「予約受付システム」は、トラック事業者の事業所・運転者等がトラックの積卸施設への到着予定時刻を、電子的な方法により事前に予約することができるシステムをいう。
- 4 「ASNシステム」は、納品予定の商品詳細や賞味期限等の納品情報（事前出荷情報）について、電子的な方法により発荷主から着荷主に事前に伝達することができるシステムをいう。
- 5 「受注情報事前確認システム」は、発荷主の受注情報について、電子的な方法により発荷主がトラック事業者に事前に共有することができるシステムをいう。
- 6 「パレット等管理システム」は、トラックの積卸施設又はトラック輸送の過程において、電子的な方法により荷物情報又は位置情報等を取得することにより、パレット等を管理することができるシステムをいう。
- 7 「配車計画システム」は、予め登録した配送情報を基に、納入先での効率的な配送

ルート等の自動作成を可能とするシステムをいう。

(交付の対象、補助率及び補助金の上限額)

第4条 全ト協は、この補助金の目的を達成するため、国の補助金の交付を得て、全ト協が指定した以下の各号のいずれかに該当するシステム（以下「補助対象システム」という。）の導入に必要な経費の一部を国の予算の範囲内において交付する。

- (1) 予約受付システム
- (2) ASNシステム
- (3) 受注情報事前確認システム
- (4) パレット等管理システム
- (5) 配車計画システム

2 補助率、補助金の上限額及び補助対象経費は別表1のとおりとする。

(補助事業の募集期間等)

第5条 補助金の交付の申請を募集する期間等については、全ト協が別に定めるものとする。

(申請者の資格等)

第6条 申請者は、以下の各号のいずれかに該当するものであって「ホワイト物流」推進運動の自主行動宣言を行っているもの（リース事業者の場合は、自主行動宣言を行っている者に補助対象システムを貸し渡すもの）とする。

- (1) 次のいずれかに該当するものであって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者（資本金3億円以下又は従業員数300人以下）
 - ア 一般貨物自動車運送事業者であって、補助金の交付申請時において貨物自動車運送事業の用に供する自動車（以下「事業用自動車」という。）の保有車両が5両以上の者
 - イ 特定貨物自動車運送事業者であって、補助金の交付申請時において事業用自動車の保有車両が5両以上の者
 - ウ 第二種貨物利用運送事業者であって、補助金の交付申請時において事業用自動車の保有車両が5両以上の者
- (2) 前号に該当する事業者と連携して輸送の効率化及び労働時間の削減を図るため、第4条第1項各号に掲げる補助対象システムを導入する荷主企業
- (3) 前2号に該当する者に、第4条第1項各号に掲げる補助対象システムを貸し渡すリース事業者

(交付申請)

第7条 申請者は、第4条第1項の補助金の交付を受けようとするときは、様式第1によ

る補助金交付申請書に別表2に定める書類及び全ト協が別に定める書類を添付して、第5条の規定に定める期間に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の規定による交付申請を行う場合は、以下の各号の全てに該当するものでなければならない。

(1) 別表3の申請要件を満たすこと。

(2) 補助対象システムの導入に関する他の国庫補助金を受けていないこと。

3 申請者は、第1項の申請に際して、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについてはこの限りではない。

（交付の決定及び通知等）

第8条 全ト協は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において、別表1の金額を上限として交付の決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。不交付すべきものと認められた場合は、別途不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 全ト協は、前項により交付決定を行う場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定を行うものとする。さらに全ト協は、交付決定に際して、必要な条件を付することができる。

（不交付の決定及び通知）

第8条の2 全ト協は、第8条の規定による審査の結果、補助金を交付すべきでないと認めるときは、速やかに第13条第2項に規定する様式第8に準じた様式により、申請者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第9条 前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「補助対象事業者」という。）が、当該通知に係る補助金の交付の決定又は補助金の額の確定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して20日以内に様式第3による補助金交付申請取下書を全ト協に提出しなければならない。

（事業の中止又は廃止の承認申請）

第10条 補助対象事業者は、事情の変更により補助対象事業を中止又は廃止しようと

するときは、あらかじめ全ト協の承認を受けなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項による承認を受けようとするときは、様式第4による補助対象事業中止（廃止）承認申請書を全ト協へ提出するものとする。

（事故報告）

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、すみやかに様式第5による事故報告書を全ト協に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助対象事業者は、全ト協が定める日までに様式第6による補助対象事業実績報告書に別表2に定める書類及び全ト協が別に定める書類を添付して、全ト協に提出しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第13条 全ト協は、前条の規定による補助対象事業実績報告書の提出があったときは、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第7による補助金の額の確定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 全ト協は、審査の結果、補助金を交付すべきでないものと認めるときは、速やかに様式第8による補助金不交付通知書により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び支払い）

第14条 補助対象事業者は、全ト協から補助金の支払いを受けようとするときは、速やかに様式第9による補助金請求書を全ト協に提出しなければならない。

- 2 全ト協は前項の請求書の提出を受けて、速やかに補助金を交付するものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第15条 補助対象事業者は、補助対象事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告書を速やかに全ト協に提出しなければならない。

- 2 全ト協は、前項の報告書の提出があった場合には、期限を付して補助対象事業者に当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還の期限は、当該返還の命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を全ト協は請求することができるものとし、その場合には補助対象事業者は延滞金を全ト協に納付しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第16条 全ト協は、以下の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、第8条第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 補助対象事業者が、適正化法、施行令、その他の法令、要綱若しくは本交付規程の規定又は全ト協の指示に違反したとき
- (2) 補助対象事業者が補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき
- (3) 補助対象事業者が補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき
- (4) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき

2 全ト協は前項の規定による補助金の交付決定の取消し又は変更をしたときは、様式第11による補助金交付決定取消通知書により、速やかに補助対象事業者に通知するものとする。

3 全ト協は第1項の規定による補助金の交付決定の取消しをした場合において、その当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、様式第12による補助金返還命令書により、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

4 全ト協は、前項の返還を命じる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

5 前項の加算金の納付については、第15条第3項の規定を準用する。

6 補助対象事業者は、第3項の補助金の返還の命令を受けた場合、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第17条 補助対象事業者は、補助対象経費により取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助対象事業者は、大臣が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、財務大臣と協議の上定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、大臣及び全ト協の承認を受けずに、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

3 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第13による財産処分承認申請書を全ト協に提出し、その承認を受けなければならない。

4 全ト協は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第2項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還さ

せるとともに、さらに、当該処分により利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を全ト協に納付させることとする。

（補助対象事業の計画変更の申請）

第18条 補助対象事業者は、交付決定の通知を受けてから財産処分制限期間を経過するまでの間に、会社名、住所などを変更するときは、軽微な変更を除き、あらかじめ様式第14による事業計画変更承認申請書を全ト協に提出しなければならない。

（全ト協による調査）

第19条 全ト協は、補助対象事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において、補助対象事業者に対して所要の調査等を行うことができる。

2 補助対象事業者は、全ト協が前項の調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

（帳簿の保存義務）

第20条 補助対象事業者は、補助対象事業に関する申請書類及びその収支を明らかにした帳簿を備えるとともに、補助対象事業の完了後5年間保存しなければならない。

（附則）（令和4年7月5日）

この交付規程は、国土交通大臣の承認を受けた日（令和4年7月5日）から適用する。

(別表 1) 補助率、補助金の上限額及び補助対象経費

補助率	補助金の上限額	補助対象経費
補助対象システム導入に係る費用の1/2 (注1)	1事業者あたり 500万円 (複数の補助対象システム導入可)	補助対象システム導入費 (消費税及び地方消費税を除く)

注1. 補助対象経費に補助率を乗じた額に1千円未満の端数がある場合は切り捨てる。

注2. 1事業者につき申請は1回とし、複数の補助対象システムを申請する場合も1回にまとめる。

(別表 2) 申請に必要な書類

	必要書類(注1、注2)
交付申請時	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交付申請書(様式第1)、別紙(様式第1の1) 2. 補助対象システムにかかる見積書の写し 3. 履歴事項全部証明書(3ヶ月以内発行のもの)の写し(リース事業者、荷主による申請及びリース先が荷主の場合に提出) 4. 実施計画書 5. 交付規程第6条第2号に該当する荷主企業と連携して補助対象事業を実施する第6条第1項に該当する事業者の補助対象事業の実施に関する申立書 6. 「ホワイト物流」推進運動の自主行動宣言 7. 補助事業を連携して実施する貨物運送事業者又は貨物利用運送事業者の貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書の写し
実績報告時	<ol style="list-style-type: none"> 1. 実績報告書(様式第6)、別紙①(様式第6の1)、別紙② 2. 補助対象システムに係る請求書の写し 3. 補助対象システムにかかる支払を証する書類の写し(領収証の写し) 4. 補助対象システムの納品書の写し又は販売証明書 5. 補助対象システムの設置・利用状態を示す写真 6. 賃貸契約書の写し(リース事業者による申請の場合) 7. リース契約延長宣誓書(該当者のみ) 8. 補助金請求書(様式第9)

注1. 申請時に提出された書類の事後補正(不交付になることを理由として別の書類に差し替えること等)は一切認められない。

注2. 申請時に添付できない書類は後日、定められた期限までに提出すること。

(別表3) 補助金の申請要件

申 請 要 件
1. 別表4に定める補助対象設備等を導入していること。 2. 導入日が交付決定日から令和4年12月31日までであること。(注1) 3. 未使用の補助対象設備であること。(注2) 4. 令和4年12月31日までに支払いが完了していること。 (注3) 5. 原則として事業用自動車の運送に使用する補助対象システムであること。

注1. 対象期間内に補助対象設備等を導入した場合であっても、予算枠を超過し交付決定が受けられなかった場合は、補助を受けることができない。

注2. 中古品の補助対象設備は対象外とする。

注3. 手形や割賦による支払いの場合であっても期日までに全ての支払が完了しなければ補助を受けることができない。

(別表4) 補助対象システムの対象設備・費用と基準

別表4-①予約受付システム

項目	対象設備・費用	基準
開発費	<ul style="list-style-type: none"> システムの設計・開発費 	<ul style="list-style-type: none"> 個々の補助対象事業者に適した個別のシステムを設計・開発するために要する費用(自社開発も含む)
設備費	<ul style="list-style-type: none"> 予約受付処理ソフトウェア サーバー 	<ul style="list-style-type: none"> トラックの予約受付を処理するための専用のソフトウェア又はサーバーであること
	<ul style="list-style-type: none"> 到着情報表示装置 (ディスプレイ、サイン等) 	<ul style="list-style-type: none"> トラック到着に係る情報を施設内に表示する専用の装置、又は施設内の作業に従事する者の携帯する専用の表示器であること
	<ul style="list-style-type: none"> 受付入力装置 (タッチパネル、QRコードリーダー等) 	<ul style="list-style-type: none"> トラック到着の受付処理等を行うための専用の装置であること
	<ul style="list-style-type: none"> 構内通信装置 (無線LANなど通信装置・端末等) 移動体通信装置 (LTE通信装置等) 	<ul style="list-style-type: none"> トラック運転者や施設内の作業に従事する者等の呼出連絡に関わる情報の送受信専用の装置であること
	<ul style="list-style-type: none"> 各種センサー (車両検知センサー、実積載量センサー等) 	<ul style="list-style-type: none"> 各種センサーは、連携メニューを実施する上で必要なものであって、予約受付システムと連携して待機時間の削減に有用な各種センサーに応じた情報(施設内車両検知、実積載量等)を取得する専用の装置であること
	<ul style="list-style-type: none"> 車両誘導装置 (誘導表示器、車番認識カメラ等) 	<ul style="list-style-type: none"> 車両誘導装置は、連携メニューを実施する上で必要なものであって、予約受付システムと連携してトラックの場内誘導を行うための専用の装置であること
諸経費	<ul style="list-style-type: none"> ソフトウェア・システム利用費 	<ul style="list-style-type: none"> ソフトウェアやシステムの利用にあたり、事業期間中に発生かつ支払完了する経費(但し、導入開始日から令和4年12月31日までの期間とする)であること 月の途中からソフトウェアやシステムの利用費を支払う場合であって、利用費が日割りされている場合は、当該日割り分の経費

	<ul style="list-style-type: none"> ・導入関連経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・システム導入時にかかる設備の取り付け費、ソフトウェアや設備の調整、システム使用方法の指導・研修費、初期登録料 等であること
--	---	--

別表4－②ASNシステム

項目	対象設備・費用	基準
開設 発費	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの設計・開発費 	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の補助対象事業者に適した個別のシステムを設計・開発するために要する費用（自社開発も含む）
設備 費	<ul style="list-style-type: none"> ・処理ソフトウェア ・サーバー 	<ul style="list-style-type: none"> ・納品予定の商品詳細や賞味期限等の納品情報（事前出荷情報）について、発荷主から着荷主に事前に伝達するための専用のソフトウェア又はサーバーであること
	<ul style="list-style-type: none"> ・荷札リーダー/ライター装置 （ハンディターミナル、フォークリフト用タグ検出装置、タグ検出ゲート、QR・バーコードラベルプリンタ等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子荷札の情報の読み取り又は書き込み、又はバーコードラベル等の印刷された荷札の情報の読み取り又は印刷を行う専用の装置であること
	<ul style="list-style-type: none"> ・構内通信装置 （無線LAN通信装置、特定小電力無線通信装置等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・荷札リーダー/ライター装置等との情報の送受信専用の装置であること
諸 経 費	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェア・システム利用費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェアやシステムの利用にあたり、事業期間中に発生かつ支払完了する経費（但し、導入開始日から令和4年12月31日までの期間とする）であること ・月の途中からソフトウェアやシステムの利用費を支払う場合であって、利用費が日割りされている場合は、当該日割り分の経費
	<ul style="list-style-type: none"> ・導入関連経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・システム導入時にかかる設備の取り付け費、ソフトウェアや設備の調整、システム使用方法の指導・研修費、初期登録料 等であること

別表4－③受注情報事前確認システム

項目	対象設備・費用	基準
開発費	<ul style="list-style-type: none"> システムの設計・開発費 	<ul style="list-style-type: none"> 個々の補助対象事業者に適した個別のシステムを設計・開発するために要する費用(自社開発も含む)
設備費	<ul style="list-style-type: none"> 処理ソフトウェア サーバー 	<ul style="list-style-type: none"> 発荷主の受注情報について、トラック事業者と事前に共有するための専用のソフトウェア又はサーバーであること
	<ul style="list-style-type: none"> 荷札リーダー/ライター装置 (ハンディターミナル、フォークリフト用タグ検出装置、タグ検出ゲート、QR・バーコードラベルプリンタ等) 	<ul style="list-style-type: none"> 電子荷札の情報の読み取り又は書き込み、又はバーコードラベル等の印刷された荷札の情報の読み取り又は印刷を行う専用の装置であること
	<ul style="list-style-type: none"> 構内通信装置 (無線LAN通信装置、特定小電力無線通信装置等) 	<ul style="list-style-type: none"> 荷札リーダー/ライター装置等との情報の送受信専用の装置であること
諸経費	<ul style="list-style-type: none"> ソフトウェア・システム利用費 	<ul style="list-style-type: none"> ソフトウェアやシステムの利用にあたり、事業期間中に発生かつ支払完了する経費(但し、導入開始日から令和4年12月31日までの期間とする)であること 月の途中からソフトウェアやシステムの利用費を支払う場合であって、利用費が日割りされている場合は、当該日割り分の経費
	<ul style="list-style-type: none"> 導入関連経費 	<ul style="list-style-type: none"> システム導入時にかかる設備の取り付け費、ソフトウェアや設備の調整、システム使用方法の指導・研修費、初期登録料 等であること

別表4-④パレット等管理システム

項目	対象設備・費用	基準
開発費	<ul style="list-style-type: none"> システムの設計・開発費 	<ul style="list-style-type: none"> 個々の補助対象事業者に適した個別のシステムを設計・開発するために要する費用(自社開発も含む)
設備費	<ul style="list-style-type: none"> 処理ソフトウェア サーバー 	<ul style="list-style-type: none"> パレットやカゴ台車等の荷役台管理のための専用のソフトウェア又はサーバーであること
	<ul style="list-style-type: none"> 電子荷札リーダー／ライター装置 (ハンディターミナル、フォークリフト用タグ検出装置、タグ検出ゲート、QR・バーコードラベルプリンタ等) 	<ul style="list-style-type: none"> 電子荷札の情報の読み取り又は書き込みを行う専用の装置であること
	<ul style="list-style-type: none"> 荷役台等位置管理端末 	<ul style="list-style-type: none"> パレットやカゴ台車等の荷役台管理に必要となる無線通信(GPS、BLE、RFID、LPWA、Wi-Fi、無線LAN、基地局位置情報等)によって位置情報の取得・発信ができること。なお、電池寿命等の端末の使用可能期間は5年以上であること
	<ul style="list-style-type: none"> 構内通信装置 (無線LAN通信装置、特定小電力無線通信装置等) 	<ul style="list-style-type: none"> 電子荷札リーダー／ライター装置や荷役台等位置端末等との情報の送受信専用の装置であること
諸経費	<ul style="list-style-type: none"> ソフトウェア・システム利用費 	<ul style="list-style-type: none"> ソフトウェアやシステムの利用にあたり、事業期間中に発生かつ支払完了する経費(但し、導入開始日から令和4年12月31日までの期間とする)であること 月の途中からソフトウェアやシステムの利用費を支払う場合であって、利用費が日割りされている場合は、当該日割り分の経費
	<ul style="list-style-type: none"> 導入関連経費 	<ul style="list-style-type: none"> システム導入時にかかる設備の取り付け費、ソフトウェアや設備の調整、システム使用方法の指導・研修費、初期登録料 等であること

別表4－⑤配車計画システム

項目	対象設備・費用	基準
開発費	<ul style="list-style-type: none"> システムの設計・開発費 	<ul style="list-style-type: none"> 個々の補助対象事業者に適した個別のシステムを設計・開発するために要する費用(自社開発も含む)
設備費	<ul style="list-style-type: none"> 配車計画処理ソフトウェア 地図データ サーバー 	<ul style="list-style-type: none"> 配車計画の自動作成を可能とする専用のソフトウェア、専用の地図データ又はサーバーであること
	<ul style="list-style-type: none"> 構内作業員用端末 構内通信装置 	<ul style="list-style-type: none"> トラック積み込み施設の作業員のために配車計画システムに係る情報の送受信を行う専用の装置であること
諸経費	<ul style="list-style-type: none"> ソフトウェア・システム利用費 	<ul style="list-style-type: none"> ソフトウェアやシステムの利用にあたり、事業期間中に発生かつ支払完了する経費(但し、導入開始日から令和4年12月31日までの期間とする)であること 月の途中からソフトウェアやシステムの利用費を支払う場合であって、利用費が日割りされている場合は、当該日割り分の経費
	<ul style="list-style-type: none"> 導入関連経費 	<ul style="list-style-type: none"> システム導入時にかかる設備の取り付け費、ソフトウェアや設備の調整、システム使用方法の指導・研修費、初期登録料 等であること

【補助対象外経費】別表4-①～⑤共通

以下の経費は補助対象外とする。

● 設備

- 予約受付システム等を構成する必要な設備であっても、スマートフォン、タブレット端末、パソコン本体等の汎用機器は対象外とする。
- 補助対象設備の要件を満たす設備であっても、本事業の目的の範囲を著しく超える機能が付加されている場合は対象外とする。（申請時等に個別判断）

● その他

- 通信料やプロバイダー利用料等の費用（ソフトウェア・システム利用費に内包されている場合は除く）は対象外とする。
- 消耗品購入費用は対象外とする（SDカード等の事業所用機器に運行データを記録又は伝達するために必須となる装置等は除く）。
- 補助対象経費、補助金の額には消費税及び地方消費税相当の金額は含まないこと。
- 自社調達を行う場合には、調達価格に含まれる利益を排除すること。
- 補助対象事業者が販売店等に購入代金を振り込む際に発生する銀行等への**振込手数料は、対象外**とする。

※なお、振込手数料について補助対象事業者の負担ではなく、販売店等が負担する場合は補助対象実績額から、振込手数料分を除くこと。

(様式第1)



番 年 月 号 日

公益社団法人 全日本トラック協会
会 長 坂 本 克 己 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名
法人番号(数字13桁)
(貸渡先)

令和3年度自動車環境総合改善対策費補助金 交付申請書
(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業(予約受付システム等))

下記により令和3年度自動車環境総合改善対策費補助金の交付を受けたいので、自動車環境総合改善対策費補助金(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業(予約受付システム等))交付規程第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請及び報告いたします。

記

1. 導入する補助対象システム 別紙のとおり

(申請する事業に○をする)

<input type="checkbox"/>	予約受付システム
<input type="checkbox"/>	ASNシステム
<input type="checkbox"/>	受注情報事前確認システム
<input type="checkbox"/>	パレット等管理システム
<input type="checkbox"/>	配車計画システム

2. 補助金交付申請額

金 円

3. 経営する事業(営む業態に○をする)

<input type="checkbox"/>	一般貨物自動車運送事業	<input type="checkbox"/>	特定貨物自動車運送事業
<input type="checkbox"/>	第二種貨物利用運送事業	<input type="checkbox"/>	リース事業
<input type="checkbox"/>	貨物自動車運送事業者等と連携して輸送効率化事業等を行う荷主企業 連携する貨物自動車運送事業者等名()		

(注1) リース事業者にあつては、貸渡し人の氏名又は名称を申請者欄に付記すること。なお貸渡し人が荷主の場合は、併せて連携する貨物自動車運送事業者等名も記載すること。

(注2) 連携する貨物自動車運送事業者等が複数ある場合は、主に連携する事業者1者を記載すること。

4. 保有車両

台

(注1) 3. がリース事業者の場合、システムを貸し渡す者の保有車両を記入すること。なお貸し渡す者が荷主の場合は、連携する貨物自動車運送事業者等の保有車両を記載すること。

(注2) 3. が荷主企業の場合、連携する貨物自動車運送事業者等(3. で記載した者)の保有車両を記入すること。

5. 添付書類 交付規程別表2に記載のある書類

連絡先	(担当者名)	(電話)	(FAX)
送付先住所	(郵便番号)		

(注) 「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。また、住所を変更した際は速やかに連絡すること。連絡先は当該申請者への連絡先を記載することとし、申請代理人の記載は認めない。

	全ト協受付印

全ト協			
担当印	担当印	担当印	担当印



	様式第1 申請時使用欄	様式第6 実績報告時使用欄 〔様式第1申請時と変わらない項目は空欄とすること〕
使用者 名称 (貸渡先) の	(使用者/貸渡先)	
	※ (使用者/貸渡先) が荷主の場合は、併せて連携する貨物自動車運送事業者等名を記載する。 転リース契約に <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない (転リース事業者名)	
法人 番号	(使用者/貸渡先)	
	※ (使用者/貸渡先) が荷主の場合は、併せて連携する貨物自動車運送事業者等の法人番号を記載する。	
導入 システム	システムの 種類 ※該当する <input checked="" type="checkbox"/> 欄に☑ を付すこと。	<input type="checkbox"/> 予約受付システム <input type="checkbox"/> ASNシステム <input type="checkbox"/> 受注情報事前確認システム <input type="checkbox"/> パレット等管理システム <input type="checkbox"/> 配車計画システム
	システム会 社名	
	型番	
	製造番号等	
	導入年月日	[令和4年12月31日まで厳守]
補助金交付申請額	円	円

(注) 1. リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに☑を付すこと。

<input type="checkbox"/> 月額リース料率を低減 ・ <input type="checkbox"/> 借受人に現金で還付
--

(注) 2. 導入するシステムが複数ある場合は、システム毎に様式第1の1を作成すること。

(様式第2)

番 号
年 月 日

法人にあつては名称
及び代表者の氏名 宛

公益社団法人全日本トラック協会
会長 坂本 克己 印

令和3年度自動車環境総合改善対策費補助金 交付決定通知書
(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業(予約受付システム等))

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和3年度自動車環境総合改善対策費補助金交付申請書については、下記のとおり交付することに決定したので、自動車環境総合改善対策費補助金(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業(予約受付システム等))交付規程第8条第1項の規定に基づき通知する。

1. 補助金の額は、次のとおりとする。

補助金の額 金 円

ただし、補助対象事業の内容変更等により対象経費に変動が生じた場合は実績報告書の提出後に交付する確定通知書により金額を変更することがある。

2. 補助対象事業の内容は、標記補助金交付申請書記載のとおりとする。

3. 補助対象事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、同法施行令(昭和30年政令第255号)、自動車環境総合改善対策費補助金(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業)交付要綱(令和3年12月24日付国自貨第87号)及び自動車環境総合改善対策費補助金(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業(予約受付システム等))交付規程に従わなければならない。

※本通知書は、補助事業完了後5年間、保存すること。



(様式第3)

番 号
年 月 日

公益社団法人全日本トラック協会
会長 坂本 克己 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名
(貸渡先) 印
受付番号(数字4桁)

令和3年度自動車環境総合改善対策費補助金 交付申請取下書
(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業(予約受付システム等))

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった標記補助金の交付申請を下記理由により取り下げたいので、自動車環境総合改善対策費補助金(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業(予約受付システム等))交付規程第9条の規定に基づき、提出いたします。

記

交付申請取下理由

連絡先	(担当者名)	(電話)	(FAX)
住 所	(郵便番号)		

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。連絡先は当該申請者への連絡先を記載することとし、申請代理人の記載は認めない。
(注)リース事業者にあつては、貸渡し人の氏名又は名称を申請者欄に付記すること。

	全ト協受付印

		全ト協	
担当印	担当印	担当印	担当印



番 号
年 月 日

公益社団法人全日本トラック協会
会長 坂本 克己 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名
(貸渡先
受付番号(数字4桁)
印)

令和3年度自動車環境総合改善対策費補助金 補助対象事業中止(廃止)承認申請書
(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業(予約受付システム等))

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった標記補助金に係る補助対象事業について、下記の理由により同事業を中止(廃止)したいので、自動車環境総合改善対策費補助金(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業(予約受付システム等))交付規程第10条第2項の規定に基づき、申請いたします。

記

1. 事業を中止(廃止)する理由

連絡先	(担当者名)	(電話)	(FAX)
住 所	(郵便番号)		

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。連絡先は当該申請者への連絡先を記載することとし、申請代理人の記載は認めない。

(注)リース事業者にあつては、貸渡し人の氏名又は名称を申請者欄に付記すること。

	全ト協受付印

全ト協			
担当印	担当印	担当印	担当印



番 号
年 月 日

公益社団法人全日本トラック協会
会長 坂本 克己 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名
(貸渡先
受付番号(数字4桁)
印)

令和3年度自動車環境総合改善対策費補助金 事故報告書
(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業(予約受付システム等))

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった標記補助金に係る補助対象事業について、下記のとおり事故が発生したので、自動車環境総合改善対策費補助金(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業(予約受付システム等))交付規程第11条の規定に基づき、報告いたします。

記

1. 事故の種類
2. 事故の主な原因
3. 事故に対する対処方針
4. 事故に伴い経費の配分に変更がある場合はその内容

連絡先	(担当者名)	(電話)	(FAX)
住 所	(郵便番号)		

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。連絡先は当該申請者への連絡先を記載することとし、申請代理人の記載は認めない。

(注)リース事業者にあつては、貸渡し人の氏名又は名称を申請者欄に付記すること。

	全ト協受付印

全ト協			
担当印	担当印	担当印	担当印



公益社団法人 全日本トラック協会
会 長 坂 本 克 己 殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者 氏 名
(貸渡先 印)
受付番号(数字4桁)

令和3年度自動車環境総合改善対策費補助金 補助対象事業実績報告書
(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業(予約受付システム等))

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった標記補助金に係る補助対象事業を完了したので、自動車環境総合改善対策費補助金(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業)交付規程第12条の規定に基づき下記の通り報告いたします。

記

1. 導入した補助対象システム 別紙のとおり

(導入したものに○をする)

<input type="checkbox"/>	予約受付システム
<input type="checkbox"/>	ASNシステム
<input type="checkbox"/>	受注情報事前確認システム
<input type="checkbox"/>	パレット等管理システム
<input type="checkbox"/>	配車計画システム

2. 補助金の額

金 円

3. 添付書類

交付規程別表2に定める書類

連絡先	(担当者名)	(電話)	(FAX)
送付先住所	(郵便番号)		

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。また、住所を変更した際は速やかに連絡すること。連絡先は当該申請者への連絡先を記載することとし、申請代理人の記載は認めない。

(注)リース事業者にあつては、貸渡し人の氏名又は名称を申請者欄に付記すること。

	全ト協受付印

全ト協			
担当印	担当印	担当印	担当印



		様式第1 申請時使用欄	様式第6 申請時使用欄 〔様式第1申請時と変わらない項目は空欄とすること〕
使用者 名称 (貸渡先) の	(使用者/貸渡先)		
	※ (使用者/貸渡先) が荷主の場合は、併せて連携する貨物自動車運送事業者等名を記載する。		
	転リース契約に <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない (転リース事業者名)		
法人 番号	(使用者/貸渡先)		
	※ (使用者/貸渡先) が荷主の場合は、併せて連携する貨物自動車運送事業者等名を記載する。		
導入 システム	システムの 種類 ※該当する□欄に☑ を付すこと。	<input type="checkbox"/> 予約受付システム <input type="checkbox"/> ASNシステム <input type="checkbox"/> 受注情報事前確認システム <input type="checkbox"/> パレット等管理システム <input type="checkbox"/> 配車計画システム	
	システム会 社名		
	型番		
	製造番号等	X	
	導入年月日	[令和4年12月31日まで厳守]	令和 年 月 日
補助金交付申請額	円	円	

(注) 1. リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに☑を付すこと。

<input type="checkbox"/> 月額リース料率を低減 ・ <input type="checkbox"/> 借受人に現金で還付
--

(様式第7)

番 号
年 月 日

法人にあつては名称
及び代表者の氏名 宛

公益社団法人全日本トラック協会
会長 坂本 克己 印

令和3年度自動車環境総合改善対策費補助金の額の確定通知書
(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業(予約受付システム等))

令和 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった標記補助金交付申請
については、下記のとおり交付することに決定したので、自動車環境総合改善対策費補
助金(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業(予約受付シ
ステム等))交付規程第13条第1項の規定に基づき通知する。

1. 補助金の額は、次のとおりとする。

補助金の額 金 円

2. 補助対象事業の内容は、標記補助金実績報告書記載のとおりとする。

3. 補助対象事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年
法律第179号)、同法施行令(昭和30年政令第255号)、自動車環境総合改善対策
費補助金(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業)交付
要綱(令和3年12月24日付国自貨第87号)及び自動車環境総合改善対策費補助金
(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業(予約受付シ
ステム等))交付規程に従わなければならない。

※本通知書は、補助事業完了後5年間、保存すること。

(様式第8)

番 号
年 月 日

法人にあつては名称
及び代表者の氏名 宛

公益社団法人全日本トラック協会
会長 坂本 克己 印

令和3年度自動車環境総合改善対策費補助金 不交付通知書
(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業(予約受付システム等))

令和 年 月 日付け 第 号で報告のあつた令和3年度自動車環境総合改善対策費補助金実績報告書については、審査の結果、自動車環境総合改善対策費補助金(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業(予約受付システム等))交付規程第13条第2項の規定に基づき交付しないことに決定したので、通知する。

記

1. 氏名又は名称及び住所
2. 不交付の理由
3. 特記事項



(様式第9)

番 号
年 月 日

公益社団法人全日本トラック協会
会長 坂本 克己 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名
(貸渡先) 印

令和3年度自動車環境総合改善対策費補助金 請求書
(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業(予約受付システム等))

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定通知のあった標記補助金について、自動車環境総合改善対策費補助金(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業(予約受付システム等))交付規程第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求いたします。

1. 補助金額	金 円	
2. 受取人 (口座名義人)	住 所	
	氏名又は名称	
	フリガナ	
3. 振込先	金融機関名	
	支 店 名	
4. 預金種別	<input type="checkbox"/> 当座預金 <input type="checkbox"/> 普通預金	
5. 口座番号		

- (注) 1. リース事業者にあつては、貸渡し人の氏名又は名称を申請者欄に付記すること。
 2. 口座名義は、申請者の住所及び氏名又は名称と同一とすること。
 3. 上記項目2～5については、通帳を確認の上、通帳の記載どおり確実に記入すること。
 4. 上記項目4は、該当する□欄に☑を入れること。

連絡先	(担当者名)	(電 話)	(FAX)
住 所	(郵便番号)		

(注) 「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。また、住所を変更した際は速やかに連絡すること。連絡先は当該申請者への連絡先を記載することとし、申請代理人の記載は認めない。



番 号
年 月 日

公益社団法人全日本トラック協会
会長 坂本 克己 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名
(貸渡先
受付番号(数字4桁)
印)

消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって額の確定通知のあった標記補助金に係る補助対象事業の消費税について、次のとおり報告いたします。

記

- 1. 補助金の額 (交付規程第13条第1項の通知による確定額) 円
- 2. 補助金の額のうち消費税相当額 円
- 3. 2のうち仕入控除の対象とならなかった額 円
- 4. 補助金返還相当額 (2の額から3の額を差し引いた額) 円

(注) 別紙として確定申告書等を添付することとする。

連絡先	(担当者名)	(電話)	(FAX)
住 所	(郵便番号)		

(注) 「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。連絡先は当該申請者への連絡先を記載することとし、申請代理人の記載は認めない。

(注) リース事業者にあつては、貸渡し人の氏名又は名称を申請者欄に付記すること。

	全ト協受付印

全ト協			
担当印	担当印	担当印	担当印

(様式第11)

番 号
年 月 日

法人にあっては名称
及び代表者の氏名 宛

公益社団法人全日本トラック協会
会長 坂本 克己 印

令和3年度自動車環境総合改善対策費補助金 交付決定取消通知書
(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業(予約受付システム等))

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定及び令和 年 月 日
付け 第 号で額の確定をした標記補助事業については、自動車環境総合改善対策
費補助金(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業(予約受
付システム等))交付規程第16条第2項の規定に基づき、補助金の交付決定を取消す。

記

1. 交付決定を取り消す補助金
2. 交付決定取消理由

(注) 交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更したときは、これに準じて通知
する。

(様式第12)

番 号
年 月 日

法人にあつては名称
及び代表者の氏名 宛

公益社団法人全日本トラック協会
会長 坂本 克己 印

令和3年度自動車環境総合改善対策費補助金 返還命令書
(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業(予約受付システム等))

令和 年 月 日付け令和3年度自動車環境総合改善対策費補助金請求書に
基づく支払について、自動車環境総合改善対策費補助金(中小トラック運送事業者向け
テールゲートリフター等導入支援事業(予約受付システム等))交付規程第16条第3
項の規定に基づき、下記のとおり補助金の返還を命ずる。

記

1. 補助金交付金額
2. 補助金返還金額
3. 補助金返還期日



番 号
年 月 日

公益社団法人全日本トラック協会
会長 坂本 克己 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名
(貸渡先
受付番号(数字4桁)
印)

令和3年度自動車環境総合改善対策費補助金 財産処分承認申請書
(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業(予約受付システム等))

令和3年度自動車環境総合改善対策費補助金に係る補助対象事業により取得した財産を処分したいので、自動車環境総合改善対策費補助金(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業(予約受付システム等))交付規程第17条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

1. 処分しようとする財産の明細
2. 処分の内容
3. 処分しようとする理由
4. その他必要な書類

連絡先	(担当者名)	(電話)	(FAX)
送付先 住 所	(郵便番号)		

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。連絡先は当該申請者への連絡先を記載することとし、申請代理人の記載は認めない。

(注)リース事業者にあつては、貸渡し人の氏名又は名称を申請者欄に付記すること。

	全ト協受付印

		全ト協	
担当印	担当印	担当印	担当印



番 号
年 月 日

公益社団法人全日本トラック協会
会長 坂本 克己 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名
(貸渡先
受付番号(数字4桁)
印)

令和3年度自動車環境総合改善対策費補助金 事業計画変更承認申請書
(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業(予約受付システム等))

令和3年度自動車環境総合改善対策費補助金に係る補助対象事業により取得した財産の事業計画を変更したいので、自動車環境総合改善対策費補助金(中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業(予約受付システム等))交付規程第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

1. 計画変更事項及びその内容
2. 計画変更による補助事業に与える影響
3. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金額・・・別紙
4. 同上の算出基礎

連絡先	(担当者名)	(電話)	(FAX)
送付先 住 所	(郵便番号)		

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。連絡先は当該申請者への連絡先を記載することとし、申請代理人の記載は認めない。
(注)リース事業者にあつては、貸渡し人の氏名又は名称を申請者欄に付記すること。

	全ト協受付印

全ト協			
担当印	担当印	担当印	担当印